

<18年度>〔第1問〕趣旨

1. は、**均等論**（最判平成10年2月24日民集52巻1号113頁〔ボールスプライン事件〕参照）及び**間接侵害**（特許法第101条第3号・第4号）に関する理解を問うものである。

X発明は注射液の調整方法に関する方法の発明であるが、Y注射器を用いた注射液の調整方法はX発明の構成要件のすべてを充足せず、また、方法の発明の「実施」の点から、Y注射器を製造販売するYの行為は直接侵害を構成するものではない。そのため、Yの行為がX特許権の侵害となる場合として、X発明と均等な方法の使用に用いる物の製造販売による間接侵害の成否が問題となり、本問の事実関係においてこの問題を論じることが求められる。

2. は、**補正**と均等論の適用との関係に関する理解を問うものである。前掲最高裁判決における均等論の第5要件（「対象製品等の特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないとき」）が充足されるか否かにつき、補正が拒絶理由を回避するためになされた場合とそうでない場合とで差異を生じるかどうかについて論じることが求められる。

3. は、間接侵害の成立に直接侵害の存在が前提とされるか否かという点を問題とするものである。Y注射器を使用するのが専ら患者本人である場合には、その使用は「業として」の**実施**（特許法第68条）に当たらないため、**直接侵害**が存在しないこととなるが、この場合に間接侵害が成立するかどうかについて論じることが求められる。